

富士見町福祉4計画が策定されました

町では、パブリックコメントの実施等により、広く町民の皆さまからの意見を取り入れながら、令和3年度から始まる福祉に関する以下の4つの計画の策定を進めてきました。皆様のご協力により、計画策定となりましたので概要をお知らせします。

「富士見町地域福祉計画」

☎ 住民福祉課 社会福祉係

☎62-9144

★計画の基本理念

「互いに認め合い、互いに支え合う、笑顔あふれるふれあいの町 富士見」

「地域福祉計画」とは、社会福祉法に規定された「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」として、地域の子どもや高齢者、そして障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりを進めるための計画です。

地域の生活課題に対して、住民が主体的に解決できる力(自助)、地域住民がお互いに助け合う力(共助)、行政や社会福祉協議会などの公的サービスによる支援(公助)により、それぞれの役割や特徴を生かしながら、相互に連携・協力して取り組んでいくための指針となる計画となります。

本計画の基本理念に基づき、町民、ボランティア、NPO、事業者、町、社会福祉協議会など地域に関わる全ての人や団体が一体となり、支え合い、助け合う取り組みを進めていきます。

【計画期間】令和3年度～令和8年度

「富士見町障害者計画」 および 「富士見町障害福祉計画・障害児福祉計画」

★計画の基本理念

☎ 住民福祉課 社会福祉係

☎62-9144

「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる町」

「障害者計画」とは、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」として、障がいのある方が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるための計画です。本計画の基本理念に基づき、その実現に向けた取り組みを進めていきます。

【計画期間】

富士見町障害者計画：令和3年度～令和8年度

「障害福祉計画・障害児福祉計画」とは、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に規定された「市町村障害福祉計画」として、「障害者計画」の中の障がい福祉サービス等に関する実施計画です。

【計画期間】令和3年度～令和5年度



「富士見町高齢者福祉計画」

☎ 住民福祉課 介護高齢者係

☎62-9133

★計画の基本理念

「手をつなぎ ともに育む やさしさはずむ 福祉のまち富士見」

「高齢者福祉計画」とは、老人福祉法に定める計画で、高齢者の生活支援事業、福祉施策による事業について町が取り組む方向性を示す計画です。本計画の基本理念に基づき、地域包括ケアのさらなる進化・推進と地域共生社会の実現を目指した取り組みを進めていきます。

また、本計画は諏訪広域連合が策定する「介護保険事業計画」の方向性に基づき、町の具体的な取り組み内容を示しています。

【計画期間】令和3年度～令和5年度

●計画の内容や施策の詳細について

町ホームページをご覧ください。担当係までお問い合わせください。

・高齢者福祉計画 <https://www.town.fujimi.lg.jp/page/ju03.html>

・地域福祉計画 <https://www.town.fujimi.lg.jp/page/chiikifukushikeikaku.html>

・障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画

<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/fujimimachisyogaisyakeikaku.html>